

# 青森県報

第三千八百二十四号

平成二十六年  
三月三十一日  
(月曜日)

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県規則第十六号

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十五年三月青森県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二十二條の四第四項」を「第二十一條第四項」に改め、同項第一号の二中「第二十三條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同項第四号中「第三十三條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第五号を削り、同項第五号の二中「第五号様式之二」を「第五号様式」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十三條の四第二項後段」を「第三十三條の七第二項後段」に改め、同項第七号の二中「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同項第七号の三中「第三十三條の四第二項後段」を「第三十三條の七第二項後段」に改める。

第七条を削る。

第八条中「指定病院等」を「法第二十九條第一項に規定する精神科病院又は指定病院（以下「指定病院等」という。）」に、「第十七号様式」を「第十六号様式」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条中「第十八号様式」を「第十七号様式」に改め、同条を第九条とする。

第十条の二中「第十八号様式之二」を「第十八号様式」に改め、同条を第十条とし、第十条の三を第十条の二とする。

第十条の四第一項中「第十八号様式之三」を「第十八号様式之二」に改め、同条を第十条の三とする。

別表中「第9条」を「第8条」に、「1, 500, 000円以下」を「1, 470, 000円以下」に、「1, 500, 001円以上」を「1, 470, 001円以上」に改める。

第一号様式中「第22条の4第4項」を「第21条第4項」に

（1）看護師数及び准看護師数の合計

（ 人 ）

## 目次

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（障害福祉課）…一

## 告示

臨時の職業訓練の施行……………（労政・能力開発課）…六

保安林の指定施業要件の変更……………（林政課）…八

豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了……………（道路課）…九

## 公告

建設業者の許可の取消し……………（中南地域民局）…九

右 同……………（三八地域民局）…九

## 雑報

みちのく有料道路、青森空港有料道路及び第一みちのく有料道路の通行料金の変更……………（道路公社）…一〇

## 規則

青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

(2) 入院患者数に対する(1)の人員数の比率 ( ) (対1)	を
(3) 入院患者数を4で除して得た数(一未満の端数は、切り上げる。) ( )	
(4) (3)で得た数に0.8を乗じて得た数 ( )	
(5) (4)で得た数と(1)の人員数とを比較して大きい数 ( )	

(1) 看護師数及び准看護師数の合計 ( ) 人	を
(2) 入院患者数に対する(1)の人員数の比率 ( ) (対1)	

を

1 「看護体制」の欄は、当該特例措置による患者を受け入れる病棟について記述すること。

を「すべて」を「全て」を「指定基準」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年4月8日厚生省告示第127号)」を

を「第23条第1項」を「第22条第1項」を

を

保 護 者	フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)	を
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
	フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
入院年月日	年 月 日				

入院年月日	年 月 日
-------	-------

を

を

保 護 者	フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)	を
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
	フリガナ	続柄	生年月日	年 月 日 (満 歳)	
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
措置年月日	年 月 日				

措置年月日	年 月 日
-------	-------

を

を「第33条第1項の」を「第33条第1項又は第3項の」を「保護者の」を「家族等の」を

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生 年	年 月 日	を
		(男・女)	続柄	月 日	年 月 日	
	住 所					
	1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日) 5 その他( )					

同 意 を し た 家 族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生 年	年 月 日	を
		(男・女)	続柄	月 日	年 月 日	
	住 所					
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長					



(1) 看護師数及び准看護師数の合計 ( ) 人
(2) 入院患者数に対する(1)の人員数の比率 ( ) 対1)

「」

「」

1 「看護体制」の欄は、当該特例措置による患者を受け入れる病棟について記述すること。

「すべて」や「全て」は「指定基準」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月8日厚生省告示第127号）」

「第33条の4第1項」や「第33条の7第1項」は「保護者等」や「家族等」

「第33条の4第2項後段」や「第33条の7第2項後段」は「保護者等」や「家族等」

「」

氏名	(男・女)	続柄	生年	年月日
	(男・女)	続柄	月日	年月日
住所				
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年月日） 5 その他（ ）				
審査会意見				

「」

審査会意見
-------

「」

「法第33条第2項又は」は「法第33条第2項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」や「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」

「」

今後の治療方針	
---------	--

「」

今後の治療方針	
退院に向けた取組の状況	選任された退院後生活環境相談員

「」

氏名	(男・女)	続柄	生年	年月日
	(男・女)	続柄	月日	年月日
住所				
1 後見人又は保佐人 2 配偶者 3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年月日） 5 その他（ ）				
審査会意見				

「」

審査会意見
-------

「」

「こと（法第33条第2項又は）」や「こと（法第33条第2項・第4項入院）」や「法第33条第2項入院」、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」や「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」

7 「退院に向けた取組の状況」の欄については、

- (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等
- (2) 地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

について記載することとし、(3)については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記するこ

と。

第九号様式の記載上の留意事項の4の次に従うものとする。

5 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「過去12月間の治療の内容及び結果並びに通院又は任意入院に変更できなかった理由」の欄にその旨を記載すること。

第十号様式

「青森県知事 殿」を  
「 年 月 日」を  
青森県知事 殿」を

フリガナ	性別	男・女
氏名	①	

フリガナ	①
氏名	

第十号様式の三行「第22条の4第4項及び」を「第21条第4項及び」に、「第22条の4第4項後段」を「第21条第4項後段」と改める。

第十一号様式「第23条」を「第22条」に、「第24条」を「第23条」に、「第25条」を「第24条」に、「第25条の2」を「第25条」と改める。

第十四号様式「保護者」を「あなたの家族等」に、「処遇の改善」を「病院の処遇の改善」と改める。

第十六号様式を削る。

第十七号様式「第8条」を「第7条」と改め、回覧式を第十六号様式とする。

第十八号様式「第10条」を「第9条」と改め、回覧式を第十七号様式とする。

第十八号様式の二行「第10条の2」を「第10条」に、「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」と改め、回覧式を第十八号様式とする。

第十八号様式の三行「第10条の4」を「第10条の3」に、「第22条の3」を「第20条」と改め、回覧式の記載上の留意事項の2行「法第33条第2項又は」及び「法第33条第2項入院、」を削り、「法第33条第2項・第4項入院」又は「法第33条の4第2項入院」を「法第33条第3項・第4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」と改め、回覧式を第十八号様式とする。

第十一号様式「保護者」を「家族等」と改める。

第十四号様式

保護者	フリガナ	続柄	生年月日	年月日
	氏名	(男・女)		(満歳)
	住所			
	フリガナ	続柄	生年月日	年月日
	氏名	(男・女)		(満歳)
	住所			
精神病床利用状況		許可病床	床	入院患者
				人

精神病床利用状況	許可病床	床	入院患者	人
----------	------	---	------	---

第九号様式の記載上の留意事項の一を削り、二を「1」に改める。

第十号様式

保護者	フリガナ	続柄	生年月日	年月日
	氏名	(男・女)		(満歳)
	住所			
	フリガナ	続柄	生年月日	年月日
	氏名	(男・女)		(満歳)
	住所			
仮退院の許可期間		年 月 日から	年 月 日まで	

仮退院の許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
----------	---------	---------

第九号様式の記載上の留意事項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出された書類は、改正後の青森県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出された書類とみなす。

告 示

青森県告示第二百四十号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、平成二十六年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立 青森高等 技術専門 校									臨時の職 業訓練を 実施する 能力開発 校の名称	職業訓練 の種類 ・ 課程	対象者 公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者	訓練科	訓練 期間	定数	授業料
実務者研修科	介護職員 初任者研修 科	医療事務科	OAビジネス 科	OA販売実務 科	OA基礎科	IT簿記経理 科	ITビジネス 活用科	FP簿記養成 科		六月	二〇人				
六月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	四月	六月		二〇人					
x二〇 回	x二〇 回	x二〇 回	x二〇 回	二〇人	x二〇 回	x二〇 回	x二〇 回	x二〇 回							

青森県立 弘前高等 技術専門 校
---------------------------

実務者研修科	介護職員 初任者研修 科	医療事務科	医療事務・ 医師事務 作業補助 科	調剤薬局 事務科	コンタクト オペレー タ―養成 科	ガイデニ ング科	OA事務科	OAビジ ネス科	FP・簿記 養成科	求人セッ ト型訓練	六次産業 化人材育 成科DS	OA販売 実務科DS	簿記企業 会計科	不動産ス キル養成 科	総合IT科	コンタク トオペレ ー
六月	三月	三月	三月	三月	三月	六月	三月	三月	六月	三月から 一月	六月	四月	六月	六月	六月	三月
x三〇 回	x二〇 回	x二〇 回	二〇人	二〇人	x二〇 回	二〇人	x三〇 回	x二〇 回	二〇人	二〇人	一五人	二〇人	x三〇 回	二〇人	x二〇 回	x二〇 回



青森県立 八戸工業 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校
--------------------	---------------------------

電気工事科	自動車整備科	機械加工科	OA事務科	木造建築科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	配管科	配管科	造園科	造園科	自動車整備科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科
時二	時二	時五	時二	時五	時二	時三〇	時八	時五	時二	時五	時二	時二	時八	時三〇	時二四	時二	時一
×二回 五人	一人	一人	一人	二人	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人	三人	×二回 五人	一人
千円	千円	千三百円	千円	千三百円	千円	千八百円	千六百円	千三百円	千円	千三百円	千円	千円	千六百円	千二百八十円	千二百円	千九百円	千九百円

得しよ  
とす  
であ  
る者  
に在  
る者

青森県告示第百四十一号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、  
 次のとおり保安林の指定施設要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用  
 する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

青森県立 八戸工業 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校																
普通職業 訓練課程																	
公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者を																	
介護福祉士養成科	保育科	生活福祉学科/介護 福祉専攻	保育士養成科	介護福祉士養成科	木造建築科	配管科	配管科	配管科	配管科	メカトロニクス科	配管科	配管科	電気工事科				
二年	二年	二年	二年	二年	時五	時二	時一	時一	時一	時二	時二	時一	時一				
二二五人	一人	五人	二五人	二五人	一人	一人	×一人	×一人	一人	一人	二人	一人	三人				
					千三百円	千九百円	千三百円	千二百円	千円	千二百八十円	千三百円	千九百円	千九百円				

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
青森市大字駒込字深沢一四の一・一六・一七・一八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）一三、一五の一、一八の二から一八の四まで
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百四十二号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名 小和森尾崎線	工事区間 平川市尾崎木戸口一八六の七六から平川市尾崎木戸口一八六の七六まで	工事の種類 改築（道路改良）	工事の完了の日 平成二六・一・三
---------------	--	-------------------	---------------------

# 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 丸岡工務店
- 二 氏名 丸岡 昭一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字中野五丁目一九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第二〇〇二九六号
- 五 取消年月日 平成二十六年二月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十六年一月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社インテリア原田
- 二 代表者の氏名 原田 正彦

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市湊高台二丁目一六の二九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第二二〇二二号
- 五 取消年月日 平成二十六年三月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十五年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

**雑 報**

青森県道路公社公告第一号

みちのく有料道路、青森空港有料道路、第二みちのく有料道路の通行料金の額を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十六年三月三十一日

青森県道路公社理事長 成 田 昌 規

一 料金の額  
みちのく有料道路

区車種分の料金(通行一回当たり)	区車種分
八五円	普通車
一、三〇円	大型車(一)
三、二〇円	大型車(二)
六四円	軽自動車等
八円	軽車両等

青森空港有料道路

区車種分の料金(通行一回当たり)	区車種分
二二円	普通車
三三三円	大型車(一)
七五円	大型車(二)
一五円	軽自動車等
二円	軽車両等

第二みちのく有料道路

区車種分の料金(通行一回当たり)	区車種分
二二円	普通車
三三三円	大型車(一)
七三三円	大型車(二)
一五円	軽自動車等

二 実施時期

平成二十六年四月一日から実施する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭